

新型コロナウイルス感染症に係る伊丹市対応方針

令和2年4月7日、政府により新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項に基づく緊急事態宣言が発令されたことから、同法の規定及び伊丹市新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、任意設置の伊丹市新型コロナウイルス感染症対策本部を、同法第34条及び伊丹市新型インフルエンザ等対策本部条例に基づき、本部会議へ移行する。

それに伴い、これまで以上に兵庫県と連携・協力し、感染症拡大防止や市民生活・市民経済の安定に向け、「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針」に基づき、本市の対応方針を以下のとおりとする。

I 措置期間 令和2年4月7日～令和2年5月6日。ただし、政府が緊急事態措置を実施すべき期間を変更した場合には、その期間に準ずる。

II 措置内容

1 教育・保育施設

① 幼稚園、認定こども園（1号）、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校は休業するとともに、入学式等は、4月6日での本部決定事項どおり実施する。
また、私立学校園についても、県と連携し、臨時休業を要請する。

② 保育所（幼保連携・保育所型認定こども園含む）・放課後児童クラブ
感染防止対策を厳重に徹底した上で、事業継続を基本とするが、利用者については、家庭での対応が可能な場合などは、利用の自粛を要請する。

2 高齢者施設・障害者施設

感染防止対策を厳重に徹底した上で、事業継続を基本とするが、通所・短期入所サービス利用者については、家庭での対応が可能な場合などは、利用の自粛を要請する。

3 その他公共施設

文化・学習・スポーツなどの福祉の増進を目的とする市公共施設は休業する。
詳細は、市公共施設の休業一覧のとおり。

4 イベント開催

- ・市主催イベントは中止する。
- ・民間主催イベントは、県と連携し、自粛を要請する。

5 外出自粛要請

以下のとおり市民へ要請する。

- ① 生活の維持に必要な場合を除き、みだりに居宅等から外出しないこと。
- ② 自粛の対象とならない外出の例は、次のとおり。
医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での軽運動、散歩等
- ③ 「三つの密」（密閉・密集・密接）が重なる懸念のある集会・イベントへの参加を自粛すること。
- ④ 市役所への問い合わせや相談等については、来庁を控え、電話等を利用すること。

6 風評被害対策等

以下のとおり市民へ周知を図る。

- ・ 医療・介護関係者、患者関係者などへのいわれなき、風評被害を防止するとともに、憶測やデマなどに惑わされないように、冷静に対処すること。
- ・ 医療機関、スーパー、金融機関など生活に必要な施設等は営業を継続することから、食料、医薬品、生活必需品の買い占め等を行わないように冷静に対応すること。